

## 平成24年度統計法施行状況審議結果整理票（案）

審議テーマ（関係WG）	現行基本計画の該当項目（概要）
比較可能性を考慮した統計分類等の見直し （第1WG） （第2WG）	第2-2 統計相互の整合性及び国際比較可能性の確保・向上に関する事項 （7） 統計基準の設定 ◇ 本文には、統計基準を用いる効果や各種国際基準との整合性に留意すること等の取組の方向性を記述 ◇ 別表には、日本標準職業分類、指数の基準時及びウェイト時の更新についての基準等を新たに統計基準に設定する等の取組を記述
平成24年度統計法施行状況報告の概要	○ 統計基準の設定については、平成23年度までにすべて措置済み。
平成24年度統計法施行状況報告の評価	○ 基本計画に掲げられたいずれの事項についても、おおむね計画に沿った内容の取組が進められている。 （平成23年度統計法施行状況に関する審議結果において、すべて妥当と評価）
次期基本計画における取扱い及び基本的な考え方	○ 統計法に規定する統計基準については、現行基本計画に掲げられた事項の整備が一段落していることから、次期基本計画では、統計法に規定する統計基準とはしないものの、統計相互の比較可能性の向上を図るために見直しが望まれる「統計分類」について優先的に取組を実施。  <基本的な考え方> ① 統計相互の比較可能性向上の観点から、「日本標準商品分類」（特にサービスの分類）及び「従業上の地位」についてそれぞれの利用目的や報告者負担も考慮した上で、可能な範囲で見直しを図る。 ② 各統計で使われている表章区分（年齢や事業所規模等）の実態を把握して、統計の有用性の向上、統計ニーズへの対応の観点から、必要に応じて見直しを図る。
備考（留意点）	・ 「日本標準商品分類」及び「従業上の地位」の具体的な考え方については、第1ワーキンググループ及び第2ワーキンググループの報告を踏まえ整理する予定。